



平成 24 年 10 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社鐘崎  
代表者名 代表取締役社長 吉田 久武  
( J A S D A Q ・ コード 2912 )  
問合せ先 専務取締役 庄子 健一  
TEL 022-231-5141

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議  
並びに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 9 月 21 日付「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下「本件プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、本日、種類株式発行等に係る定款一部変更、全部取得条項(会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)に係る定款一部変更及び全部取得条項付普通株式(下記「I. ②」において定義いたします。)の取得について、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所が運営する大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)(以下「ジャスダック」といいます。)の上場廃止基準に該当することになりますので、本日から平成 24 年 11 月 26 日まで整理銘柄に指定された後、平成 24 年 11 月 27 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をジャスダックにおいて取引することはできません。

また、当社は、本臨時株主総会における全部取得条項付普通株式の取得の決議に基づき、本日開催の取締役会において、平成 24 年 11 月 29 日を基準日と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主の皆様(但し、当社を除きます。)をもって、その所有する全部取得条項付普通株式を、平成 24 年 11 月 30 日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき新たに発行する当社 A 種類株式 1,241,110 分の 4 株の割合をもって交付する株主として定めることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、本件プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の方法による、定款の一部変

更及び全部取得条項付普通株式の取得等について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更してA種種類株式(以下「A種種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを設け、当社を会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社といたします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に、当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得することができる全部取得条項を付す旨の定めを新設いたします(以下、全部取得条項が付された当社普通株式を、「全部取得条項付普通株式」といいます。)。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引き換えに、A種種類株式を1,241,110分の4株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、全部取得条項付普通株式の全て(但し、自己株式を除きます。)を取得し、当該取得と引き換えに、全部取得条項付普通株式の株主様(但し、当社を除きます。)に対して、取得対価として、その所有する全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式を1,241,110分の4株の割合をもって交付いたします。なお、株式会社吉田フードプランニング(以下「吉田フードプランニング」といいます。)及び吉田久武を除く株主の皆様を取得対価として割り当てられるA種種類株式の数は、1株未満となる予定です。また、割り当てられるA種種類株式が1株未満の端数となる株主の皆様につきましては、会社法第234条の定めに従い、最終的には現金が交付されることとなります。

## II. 各議案に係る承認決議

### 1. 種類株式発行等に係る定款一部変更の件の承認決議

#### (1) 承認可決された事項の内容

上記①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、本件プレスリリースの「I.1. 種類株式発行等に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-1」)」に記載のとおりであります。

#### (2) 定款変更の効力発生日

上記①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における承認可決をもって、本日その効力が生じております。

### 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件の承認決議

#### (1) 承認可決された事項の内容

上記②の定款変更は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、

本件プレスリリースの「Ⅰ.2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-2」)」に記載のとおりであります。

(2) 定款変更の効力発生日

上記②の定款変更は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成 24 年 11 月 30 日をもってその効力が生じます。

3. 全部取得条項付普通株式の取得の件の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

上記③の全部取得条項付普通株式の取得は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことも含めて、本臨時株主総会における第3号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案の内容は、本件プレスリリースの「Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に記載のとおりであります。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生日

上記③の全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会における承認可決により、上記②の定款変更の効力が生じることを条件として、平成 24 年 11 月 30 日にその効力が生じます。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が生じた場合、上記③のとおり、全部取得条項付普通株式を有する株主の皆様(但し、当社を除きます。)から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得の対価として、当社は、株主の皆様(但し、当社を除きます。)に対し、全部取得条項付普通株式1株と引き換えにA種種類株式を 1,241,110 分の4株の割合をもって交付いたします。この際、吉田フードプランニング及び吉田久武以外の株主の皆様に対して取得対価として割り当てられるA種種類株式の数は、1株未満となる予定です。

また、株主の皆様に対するA種種類株式の割り当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、法令に定める手続に従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件として、その合計数(会社法第 234 条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当するA種種類株式を売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社では、会社法第 234 条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得てA種種類株式を吉田フードプランニングに売却すること又は会社法第 234 条第2項及び第4項に基づき裁判所の許可を得て当社がA種種類株式を買い取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 470 円(吉田フードプランニングが平成 24 年7月 12 日から平成 24 年8月 23 日まで当社普通株式に対する公開

買付けを行った際における当社普通株式1株当たりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。

(4)取得日

平成24年11月30日といたします。

Ⅲ. 全部取得条項付普通株式の取得等に関する日程の概要(予定)

全部取得条項付普通株式の取得等に関する日程の概要(予定)は以下のとおりです。

種類株式発行等に係る定款一部変更の効力発生日	平成24年10月25日(木)
当社普通株式のジャスダックにおける整理銘柄への指定	平成24年10月25日(木)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日公告	平成24年10月26日(金)
当社普通株式のジャスダックにおける売買最終日	平成24年11月26日(月)
当社普通株式のジャスダックにおける上場廃止日	平成24年11月27日(火)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日	平成24年11月29日(木)
全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日	平成24年11月30日(金)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成24年11月30日(金)

以 上